

平成19年度行政監査結果の概要

1 テーマ：「県の庁舎内に事務局を置く任意団体について」

2 目的

本県では、平成18年3月に策定した「うつくしま行財政改革大綱」に基づき、公社等外郭団体及び第三セクターの見直しやその実行・進行管理を進めているが、県の庁舎内に事務局を置く任意団体については、その全容が明らかにされていない。

このため、これらの任意団体の実態を明らかにするとともに、県の人的、財政的支援等が適切になされているか等について監査を行い、県の行財政改革の推進に資する。

3 着眼点

- 1) 任意団体への県の支援等の状況について
- 2) 任意団体への今後の支援等のあり方について

4 県の庁舎内に事務局を置く任意団体の概要

○ 県の執行機関等から報告のあった県の庁舎内に事務局を置く任意団体：523団体
(内訳) 本庁：60団体、出先機関等：463団体

○ 設立後の経過年数別団体数は、下表のとおりである。
設立後10年以上30年未満が233団体と最も多く、50年以上も59団体である。

団体数	10年未満	10年以上 30年未満	30年以上 50年未満	50年以上	不明
523	54	233	165	59	12

○ 任意団体の役職員に就任又は従事している県職員(特別職を含む。)：2,359人
(内訳) 役員等に就任している県職員(特別職を含む。)：309団体に1,066人
団体事務に従事する県職員：358団体に1,293人

区分	団体数	役員等及 事務職員		一団体当たりの県職員の就任・従事者数					
		うち県職員の就 任等団体数	事務職 員の数	うち県職員の 就任等数	1人	2人	3人	4人	5人以上
役員等	523	309	12,456	1,066	128	62	53	18	48
従事職員		358	1,798	1,293	96	63	51	53	95
計			14,254	2,359					

○ 平成18年度支出決算の規模別状況は、下表のとおりである。

団体数	50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上
523	87	54	200	94	88

5 監査の結果

報告のあった523団体の中から監査対象団体として60団体を選定し、その団体を所管する所属を対象に監査を行った。その監査結果の概要は、次のとおりである。

1) 団体に対する執務場所等の提供について

団体が専任職員の執務場所等として県の庁舎等を使用するために必要な行政財産の目的外使用許可の手続きが適切に行われているか等について監査した。

(監査結果)

- 使用許可を受ける必要がある14団体のうち2団体はその手続きを行っていなかった。
 - その他、使用許可を受ける必要がない団体の中に、事務局を担う県職員の便宜上、職員の職場を事実上の事務局としている団体があった。
- 2) 団体に対する県の人的支援について
県職員が他団体事務に従事するために必要な従事承認の手続きが適切に行われているか等について監査した。
(監査結果)
- 他団体事務の従事承認を受ける必要がある県職員503人のうち、1/3を超える186人の県職員がその承認を受けずに、団体事務に従事していた。
 - 他団体事務への従事承認は、県の運用方針等により行われているが、その基準に具体性を欠いたり、実態を反映していない取扱いが見られた。
また、手続き自体が形式化、形骸化している実態も認められた。
 - その他、団体事務に従事する県職員が報酬を受領していたり、団体の事務手続きを県の職制で行う等の事例が見られた。
- 3) 団体に対する県費支出事務等について
負担金や補助金等県費の支出事務が適切に行われているか等について監査した。
(監査結果)
- 県から負担金や補助金等県費支出を受けている団体は27団体で、県費支出額の総計は66,854千円である。
 - 補助金の交付事務に関して、交付要綱の補助対象事業が不明確であるため、事務的な経費も補助対象経費となっていたり、補助金等の要綱に再補助を認める規定がないにもかかわらず、再補助し、それに係る事業実績の確認も行っていない事例が見られた。
 - 負担金の支出事務に関して、負担金の積算根拠が整理されていないため、支出の必要性や額の妥当性の判断に困難なものがあったり、市町村が会費を負担しなかったにもかかわらず、県負担分を十分な検討を行わないままに支出している事例が見られた。
 - 団体の繰越金の保有状況については、県費支出額より多いのが9団体、更に団体の支出決算額を超えるのが1団体あった。
- 4) 団体に対する財務指導について
会計処理の正確性や透明性を確保するために、県職員が従事する団体に対し、財務指導を行っているか等について監査した。
(監査結果)
- 県が団体に対して財務指導を行っているのは1例のみでほとんどの所属で行っていなかったが、教育委員会では、県立学校にある団体に対し、定期的に会計監査を行っている。
 - 県職員が従事する団体で行う財務事務の中で、改善検討が必要と思われる処理例は、以下のとおりである。
 - ・ 団体の預金通帳と通帳印を同一人が(同一の場所で)管理したり、団体印を責任ある立場の者以外の者が管理している。また、預金通帳等を施錠しないままに保管したり、一部施錠できない場所に保管している。
 - ・ 団体の預金通帳名義が担当者名、通帳印も担当者印で、担当者が単独で預金を引き出せる状況にある。

- ・ 口座振込手数料節約のため、一時、現金を手元に保管している。
- ・ 現金を手元に保管し必要に応じ支出するが、保管現金の精算確認も行わず、支出調書の決裁を4半期毎にまとめて行っている。
- ・ 収入・支出調書及び出納簿（現金出納簿）が作成されていない。
- ・ 予算・決算の承認を受けるための理事会等が開催されていない。
- ・ 会則に監事の規定がないために、監査が行われていない。

5) 団体に対する県の支援等のあり方について

団体に対する県の支援等については、設立後の社会経済情勢や行政ニーズの変化に伴いその見直し検討が求められることから、これまでの県の検討状況や県の今後の支援等の必要性等について監査した。

(監査結果)

- 県の支援等のあり方についての検討状況は、団体を所管する60所属のうち検討有とするのは半数以下の26に止まっている。また、設立後10年以上経過する団体を所管する50所属においても検討有とするのは21と、設立後10年以上経過する団体でも半数以上の所属で見直し検討が行われていなかった。
- 監査対象団体に対する今後の県の支援等の必要性等について監査した結果は、次のとおりである。
 - ◇ 団体に対する県の支援等の必要性について検討を要するもの（9団体）
 - 福島県少年婦人防火委員会
 - 福島県徳農会
 - 福島県米消費拡大推進連絡会議
 - 福島県市町村選挙管理委員会連合会会津支部
 - 田村の若い「農」ネットワーク
 - 東西しらかわ青年農業者連絡協議会
 - 会津方部青年農業士連絡協議会
 - あいづ農業青年クラブ
 - 会津坂下地方生活研究グループ連絡協議会
 - ◇ 任意団体の活動のあり方等について検討を要するもの（4団体）
 - 福島県道路愛護会
 - 『新時代の浜街道』連携推進協議会
 - 県南地区民生委員協議会長連絡会
 - 棚倉地区職場警察連絡協議会

6 まとめ

- 監査結果を踏まえ、県に対して、所要の改善や検討を求めるとともに、併せて、任意団体に対する県の適切な支援等のあり方を総合的に審査・検証する仕組みについての検討を求めた。

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、行政監査を執行した結果は、次のとおりであります。

平成20年3月18日

福島県監査委員 小桧山 善 継
福島県監査委員 加藤 雅 美
福島県監査委員 音 高 純 夫
福島県監査委員 高 野 宏 之

第1 行政監査の概要

1 行政監査のテーマ

1) 監査テーマ

県の庁舎内に事務局を置く任意団体について

（注） 県の庁舎とは、県本庁舎、県合同庁舎、県立学校、警察署等の県有の建物（施設）をいう。

2) 選定理由

本県では、平成18年3月に策定した「うつくしま行財政改革大綱」に基づき、公社等外郭団体及び第三セクターの見直しやその実行・進行管理を進めているが、県の庁舎内に事務局を置く任意団体については、その全容が明らかにされていない。

このため、これらの任意団体の実態を明らかにするとともに、県の人的、財政的支援等が適切になされているか等について監査を行い、県の行財政改革の推進に資する。

2 監査の着眼点及びその主な検証事項

着 眼 点	主 な 検 証 事 項
1) 任意団体への県の支援等の状況について	<ul style="list-style-type: none">任意団体に対する人的支援は適切であるか県費支出に係る事務等は適切であるか諸規程の整備及び団体運営等は適切であるか県と任意団体との事務区分は明確であるか
2) 任意団体への今後の支援等のあり方について	<ul style="list-style-type: none">県の任意団体に対する支援等のあり方について見直し検討が行われているか社会経済情勢等の変化を踏まえた今後の方向性はどうか

3 監査の対象

1) 監査対象機関（監査対象団体）

行政監査の実施に先立って行った調査で報告のあった県の庁舎内に事務局を置く任意団体523団体の中から、監査対象団体として60団体を選定し、その団体を所管する所属を監査対象機関とした。

2) 選定理由

県の人的、財政的支援等の状況、団体の設立経過年数、決算規模等を考慮し、監査対象が特定の執行機関等や同種の団体に偏在しないよう全体的な調整を図りながら選定した。

4 監査の実施方法

- 1) 対象年度：平成18年度
- 2) 実施期間：平成19年4月から平成20年3月まで
- 3) 監査の方法

監査対象機関から提出された調書等に基づき実施された事務局職員による調査結果を踏まえ、監査委員の書面による監査を実施した。

なお、監査対象団体に対する関係人調査は、事務局職員による調査に併せて実施した。

第2 県に事務局を置く団体の概要

平成19年度行政監査の実施に先立ち、県の庁舎内に事務局を置く任意団体の組織や運営の実態を把握するため、県の全ての執行機関等を対象に事前に調査を行った。この調査において、県の執行機関等から報告のあった団体の概要は、次のとおりである。

1 県の執行機関等別団体の状況

県の執行機関等から報告のあった団体数は523団体で、うち本庁が60団体、出先機関等が463団体である。これらの団体は、官民一体となって取り組むためのもの、国等への要望活動を行うためのもの、県の事務事業を支援するためのもの等その設立目的は様々である。

執行機関等別には、教育委員会が240団体で最も多く、次いで警察本部が116団体となっており、その多くが、教育委員会においては県立学校のPTA、同窓会や文化体育等後援会、警察本部においては警察署の交通安全協会や地区防犯協会連合会である。この結果、教育委員会と警察本部が併せて356団体となり、全体の2/3以上を占めている。

表1 県の執行機関等別団体の状況 (単位：団体)

区分	本庁	出先機関等	合計
知事部局	55	110	165
知事直轄	2		2
総務部	0	21	21
企画調整部	8	0	8
生活環境部	11	0	11
保健福祉部	3	47	50
商工労働部	6	8	14
農林水産部	9	32	41
土木部	16	2	18
企業局	1	0	1
議会事務局	1		1
教育委員会	3	237	240
警察本部	0	116	116
合計	60	463	523

2 設立後の経過年数別の状況

設立後の経過年数別の団体数は、設立後10年以上30年未満が233団体と最も多く、次いで30年以上50年未満が165団体、50年以上経過しているのも59団体に上っている。特に、設立後50年以上経過している団体は、教育委員会や警察本部の関連団体に多く、これらはPTA、文化体育等後援会及び同窓会や地区防犯協会連合会等である。

このように設立後10年以上経過している団体が457団体で全体の87.4%を占めることから、ひとたび団体が設立されると、その後、比較的長期にわたり存続・活動してい

ることが見て取れる。

なお、経過年数が不明な12団体は、設立年次が古く、設立に関する資料が残っていないために不明と報告されたものである。

表2 設立後の経過年数別の状況

区 分	団体数	経過年数別				
		10年未満	10年以上 30年未満	30年以上 50年未満	50年以上	不明
知事部局	165	31	91	37	5	1
知事直轄	2	0	1	1	0	0
総務部	21	1	14	6	0	0
企画調整部	8	1	6	0	1	0
生活環境部	11	1	6	4	0	0
保健福祉部	50	16	23	9	1	1
商工労働部	14	4	9	1	0	0
農林水産部	41	6	21	12	2	0
土木部	18	2	11	4	1	0
企業局	1	0	1	0	0	0
議会事務局	1	0	1	0	0	0
教育委員会	240	17	92	86	35	10
警察本部	116	6	48	42	19	1
合 計	523	54	233	165	59	12

3 県職員の団体役員等への就任状況

団体の会長、理事長、理事、監事等の役員等に就任している特別職を含む県職員は1,066人で、全体の約6割に当たる309団体に就任している。このうち、県職員が1人就任している団体が128団体(41.4%)と最も多く、次いで2人就任している団体が62団体(20.1%)、5人以上就任している団体も48団体となっている。特に、PTAのように県職員(教員等)も構成員として多数参加する場合や団体の活動が横断的で県の複数の部署に関係する場合に、多数の県職員が就任している。

なお、県職員が役員等に就任している団体の平均就任者数は3.4人である。

表3 県職員の団体役員等への就任状況

区 分	団体数	うち県職員 就任団体数	役員等数	うち 県職員数	一団体当たりの県職員の就任者数				
					1人	2人	3人	4人	5人以上
知事部局	165	78	2,803	208	41	14	10	3	10
知事直轄	2	1	25	3	0	0	1	0	0
総務部	21	7	598	18	3	2	0	1	1
企画調整部	8	7	155	29	0	2	3	0	2
生活環境部	11	9	339	30	4	1	2	1	1
保健福祉部	50	20	920	37	16	1	1	1	1
商工労働部	14	8	184	21	4	3	0	0	1
農林水産部	41	9	356	24	6	2	0	0	1
土木部	18	17	226	46	8	3	3	0	3
企業局	1	1	4	1	1	0	0	0	0
議会事務局	1	0	12	0	0	0	0	0	0
教育委員会	240	185	5,126	774	65	33	29	15	33
警察本部	116	45	4,511	83	21	10	14	0	0
合 計	523	309	12,456	1,066	128	62	53	18	48

4 県職員の団体事務への従事状況

団体の事務に従事する県職員は1,293人で、全体の約2/3にあたる358団体でその事務

に従事している。

また、県職員が1人従事している団体が96団体(26.8%)で最も多く、次いで5人以上従事している団体95団体(26.5%)となっている。

なお、県職員が事務に従事している団体の平均従事者数は3.6人である。

表4 県職員の団体事務への従事状況

区 分	団体数	うち県職員 従事団体数	職員数	うち 県職員数	一団体当たりの県職員の従事者数				
					1人	2人	3人	4人	5人以上
知事部局	165	140	588	478	45	20	22	19	34
知事直轄	2	2	14	13	0	0	0	1	1
総務部	21	21	76	76	3	4	2	5	7
企画調整部	8	8	65	64	0	0	0	0	8
生活環境部	11	11	66	53	0	1	2	2	6
保健福祉部	50	40	138	90	16	12	8	2	2
商工労働部	14	10	48	41	2	0	3	2	3
農林水産部	41	30	105	68	22	3	2	0	3
土木部	18	18	76	73	2	0	5	7	4
企業局	1	1	7	7	0	0	0	0	1
議会事務局	1	1	5	5	0	0	0	0	1
教育委員会	240	186	964	757	34	33	26	34	59
警察本部	116	30	234	46	17	10	3	0	0
合 計	523	358	1,798	1,293	96	63	51	53	95

5 平成18年度決算の規模別状況

平成18年度決算の規模別状況は、団体の支出決算額100万円以上500万円未満の団体が最も多く200団体(38.2%)で、次いで500万円以上1,000万円未満の94団体(18.0%)となっている。また、比較的財政規模の大きい1,000万円以上の団体が88団体(16.8%)にも上っている。なお、1団体当たりの平均支出決算額は4,775千円である。

表5 平成18年度決算の規模別状況

区分(支出決算額)	団体数
50万円未満	87
50万円以上100万円未満	54
100万円以上500万円未満	200
500万円以上1,000万円未満	94
1,000万円以上	88
合 計	523

第3 監査の結果と意見

1 監査対象団体の概要

事前の調査で報告のあった523団体の中から選定された監査対象団体(60団体)の概要は、次のとおりである。

1) 県の執行機関等別団体の状況

監査対象団体の執行機関等別の状況は表6のとおりで、本庁が31団体、出先機関等が29団体である。

表6 監査対象団体の執行機関等別の状況

(単位：団体)

区 分	本 庁	出 先 機 関 等	合 計
知 事 部 局	28	19	47
知 事 直 轄	1		1
総 務 部	0	3	3
企 画 調 整 部	6	0	6
生 活 環 境 部	8	0	8
保 健 福 祉 部	0	8	8
商 工 労 働 部	3	0	3
農 林 水 産 部	4	8	12
土 木 部	6	0	6
企 業 局	1	0	1
教 育 委 員 会	2	6	8
警 察 本 部	0	4	4
合 計	31	29	60

2) 設立後の経過年数別の状況

監査対象団体の設立後の経過年数別の団体数は表7のとおりで、10年未満が10団体、10年以上が50団体である。

表7 監査対象団体の設立後の経過年数別団体数

区 分	団体数	経過年数別			
		10年未満	10年以上 30年未満	30年以上 50年未満	50年以上
知 事 部 局	47	9	19	17	2
企 業 局	1	0	1	0	0
教 育 委 員 会	8	1	2	2	3
警 察 本 部	4	0	1	2	1
合 計	60	10	23	21	6

3) 県職員の団体役員等への就任状況

県職員の監査対象団体役員等への就任状況は表8のとおりで、うち役員等に就任している県職員は43団体に263人となっている。

表8 県職員の監査対象団体役員等への就任状況

区 分	団体数	うち県職員 就任団体数	役員等数	うち 県職員数	一団体当たりの県職員の就任者数				
					1人	2人	3人	4人	5人以上
知 事 部 局	47	33	900	145	9	7	6	2	9
企 業 局	1	1	4	1	1	0	0	0	0
教 育 委 員 会	8	8	276	113	2	1	2	0	3
警 察 本 部	4	1	111	4	0	0	0	1	0
合 計	60	43	1,291	263	12	8	8	3	12

4) 県職員の団体事務への従事状況

県職員の監査対象団体事務への従事状況は表9のとおりで、うち団体事務に従事している県職員は、52団体に262人となっている。

表9 県職員の監査対象団体事務への従事状況

区 分	団体数	うち専任職員従事団体数	うち県職員従事団体数	職員数	うち専任職員数	うち県職員数	一団体当たりの県職員の従事者数				
							1人	2人	3人	4人	5人以上
知事部局	47	8	41	257	13	212	8	3	3	3	24
企業局	1	0	1	7	0	7	0	0	0	0	1
教育委員会	8	3	8	48	3	40	0	2	1	1	4
警察本部	4	3	2	10	6	3	1	1	0	0	0
合 計	60	14	52	322	22	262	9	6	4	4	29

5) 平成18年度決算の規模別状況

監査対象団体の平成18年度決算額の規模別状況は、表10のとおりである。

表10 監査対象団体の平成18年度決算の規模別状況

区分（支出決算額）	団 体 数
50万円未満	21
50万円以上100万円未満	4
100万円以上500万円未満	11
500万円以上1,000万円未満	12
1,000万円以上	12
合 計	60

2 団体に対する執務場所等の提供について

1) 行政財産の目的外使用許可等

団体が専任職員の執務場所や事務用備品の設置場所、あるいは所有車両の駐車場等として行政財産である県の庁舎や敷地等を使用する場合、団体は、地方自治法（昭和22年4月17日法第67号）第238条の4第7項及び福島県公有財産規則（平成3年3月30日福島県規則第23号）第32条の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受ける必要がある。

また、使用許可を受けた団体は、福島県行政財産使用料条例（昭和39年4月1日福島県条例第23号）の規定に基づき、使用料を県に納入しなければならない。なお、使用目的が公用、公共用若しくは公益事業等の用に供する場合には、使用料の全部又は一部が免除されることがある。これらのことを踏まえて監査した結果及びそれに対する意見は、次のとおりである。

【結 果】

ア 使用許可の手続きの状況は表11のとおりである。専任職員の執務場所を確保する等のため使用許可を受ける必要がある団体は14団体で、うち使用許可を受けた団体は12団体である。残りの2団体は、使用許可を受けた他の団体の専任職員が兼務して団体事務を処理しているため、使用許可を受ける必要がないものと判断して、当該団体に係る使用許可の手続きを行っていない。

イ 団体の事務局を規約で別の場所に定めているにもかかわらず、事務局を担う県職員の便宜上、当該職員の職場を事実上の事務局としている。

ウ 使用許可を受けた12団体の使用目的は、全て専任職員の執務場所として使用す

るためのものであった。なお、このうち1団体については、団体が所有する車両を駐車・保管するため、敷地の使用許可を併せて受けている。

エ 使用許可を受けた12団体のうち9団体は、公益事業の用に供する場合に該当し、行政財産の使用料の全部が免除された。

表11 使用許可の手続きの状況

(単位：団体)

区 分	有	無	不要
行政財産の目的外使用許可手続き	12	2	46
使用許可を受けた団体の使用料免除の状況	9	3	

【意見】

(改善を要する事項)

ア 団体の専任職員が複数の団体を兼務する場合であっても、それぞれの団体が使用許可を受ける必要があることから、県は、当該団体に対し使用許可の手続きを行うよう、指導すべきである。(資料番号：35、58)

イ 県は、規約で定めている場所を事務局とするよう指導すべきである。なお、団体の全ての事務を県職員が行うために占有面積が発生せず、使用許可を受ける必要がない団体であっても、県は、県の庁舎内に事務局を置くことの是非を検討のうえ、適切に対処すべきである。(資料番号：51)

2) 使用許可に伴う管理経費の負担

使用許可を受けた団体は、前述の使用料の他に、福島県公有財産規則第38条の規定により使用許可に係る行政財産に附帯する電気、ガス、水道等の設備の使用に必要な経費（以下「管理経費」という。）を負担しなければならない。なお、県立学校にPTAや学校教育関係団体の事務局を設置する場合等には、管理経費の全部又は一部が軽減されることがある。これらのことを踏まえて監査した結果は、次のとおりである。

【結果】

使用許可を受けた12団体のうち管理経費を負担している団体は10団体であり、他の2団体は県立学校に事務局を置くPTA等で、軽減措置により無償となっている。

表12 管理経費の負担状況

(単位：団体)

区 分	有	無
行政財産の目的外使用許可を受けた団体	12	
うち管理経費負担の状況	10	2

3) 県有物品の貸付け

団体が県有物品の貸付けを受ける場合には、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年4月1日福島県条例第22号）第7条及び福島県財務規則第156条の規定に基づき貸付けを受けることとされている。これらのことを踏まえて監査した結果は、次のとおりである。

【結果】

県有物品の貸付けを受けた団体は1団体で、机、椅子及びロッカーを無償で借り受けていた。なお、貸付けに係る手続きは、適正に行われていた。

表13 県有物品の貸付け状況

(単位：団体)

区 分	有	無
物品の貸付けを受けている団体	1	
うち貸付け手続きを行っている団体	1	0

3 団体に対する県の人的支援について

1) 県職員が団体の事務に従事する場合の基本的な取扱い

県職員が勤務時間内に他の団体の事務に従事するような行為は、公務員の基本的な義務の一つである職務に専念する義務(公務優先の原則)に抵触するものと認められることから、法律や条例に特別な定めがある場合に限って認められ、通常、職務命令か、職務専念義務の免除のいずれかの方法で許されている。

本県においては、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年条例第11号)第2条の規定に該当するものとして、知事部局では福島県職員服務規程(昭和52年3月22日訓令第2号)や福島県職員服務規程運用方針(昭和52年3月24日52人第68号総務部長通知)、企業局では福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程(昭和44年4月1日福島県企業局管理規程第3号)、教育委員会では福島県教育庁等服務規程(平成15年3月28日教育委員会訓令第12号)及び福島県立学校の管理運営に関する規則(昭和46年3月26日教育委員会規則第9号)、警察本部は福島県警察の処務に関する訓令(平成5年3月16日県警察本部訓令第8号)(以下「服務規程等」という。)の中に、それぞれ他の団体の事務への従事の承認(以下「従事承認」という。)の手続きやその具体的な取扱いが定められている。

2) 県職員の団体の役職員への就任・従事状況

1)の基本的な取扱いを踏まえて、県職員の団体の役職員への就任・従事について監査した結果及びそれに対する意見は、次のとおりである。

【結 果】

ア 団体の役員等に就任している特別職を含む県職員は263人であるが、従事承認の手続きを必要とする県職員は241人であり、そのうち従事承認を受けているのは124人で、従事承認の手続きを行わないで役員等に就任している者が全体の48.5%に当たる117人にも上っている。また、団体の事務に従事している県職員は262人であり、そのうち承認を得ているのは193人で、従事承認の手続きを行わないで事務に従事している者が69人(26.3%)となっている。

県の規則、訓令や規程上、団体の役員等に就任したり、その事務に従事する際には、従事承認の手続きを行う必要があるにもかかわらず、1/3を超える186人の県職員がその承認を受けていなかった。このうち、今回監査を行った警察本部関係の団体事務に従事する職員については、書類上、従事承認の手続きを確認できなかった。

表14 県職員の団体役員等への就任・従事状況

区 分	団体役員等に就任する県職員数	うち他団体事務への従事承認を必要とする者の数		団体事務に従事する県職員数 (全員が従事承認を必要とする。)	うち他団体事務への従事手続きを行っていない者の数
		うち他団体事務への従事承認を必要とする者の数	うち他団体事務への従事手続きを行っていない者の数		
知事部局	145	124	78	212	51
知事直轄	3	2	0	8	0
総務部	13	13	10	13	5
企画調整部	27	18	12	52	0
生活環境部	28	23	17	44	24
保健福祉部	7	7	6	11	7
商工労働部	14	11	8	18	6
農林水産部	19	19	14	40	5
土木部	34	31	11	26	4
企業局	1	1	0	7	0
教育委員会	113	112	35	40	15
警察本部	4	4	4	3	3
合 計	263	241	117	262	69

イ 平成18年度に団体に従事した県職員の年間総従事時間数(概数)は、48,896時間、従事している県職員一人当たり平均約93時間となっている。また、団体毎に当該団体に従事する県職員一人当たりの年間平均従事時間数をみると、県職員が従事している52団体のうち、10時間以上50時間未満の団体がほぼ1/3に当たる17団体、次いで100時間以上300時間未満の団体が14団体となっている。年間300時間以上の団体も6団体にも上り、最も多い団体では900時間を超えるものがあった。これは、県職員の年間勤務時間(40時間/週×52週/年=2,080時間として)の4割を超えるような従事時間数に当たる。このように、県職員の年間勤務時間の4割を超えるような時間であっても他団体事務への従事が認められているのには、従事承認を行う場合、勤務時間の一部がこれに割かれることについて、これまで当該団体との関わりや責任の程度において県の本来業務の遂行に支障を来さないか否かを判断してきたが、その判断に必要な具体的な基準が示されることもなく、また、当該職員の従事(予定)時間数を判断の資料として求めることもないままに、承認審査が行われていることに起因していると考えられる。

ウ 県職員の他団体事務への従事に関し団体の業務に着目してみると、「県の本来業務」と同一視できる業務に取り組んでいる団体があり、このような団体では県職員の従事時間が比較的長いことも認められた。このことは、県が本来行うべき業務を団体の活動を通じて行っているためであり、ある面、やむを得ないことと思われる。一方、本県においては、前述のような業務であってもその業務内容の如何を問わず、県職員が県とは別の組織である他団体の事務に従事する場合、従事承認の手続きを行うこととされ、その効果として、従事承認を受けて当該団体の事務に従事するときには、職務専念義務の免除の承認があったものと同じ取扱いがなされている。

このように、県職員が県の本来業務と同一視できる事務に従事する場合であっても、県とは別の他団体の事務に従事するときには、一様に、職務専念義務の免除の承認と同じ効果が発生する、従事承認の手続きを行わなければならないという制度の運用には、職員の服務上の取扱いとして検討の余地がある。

エ ひとたび他団体事務の従事承認がなされると、従事する県職員が替わっても団体に大きな事情変更がない限り、それ以降、当該団体に係る従事承認の審査が形

式的に行われ、実質的に従事承認の手続き自体が形骸化しているように見受けられた。

オ 団体の役員に就任し、又は事務に従事する県職員が、その性格は不明であるが、報酬を受領していた。

表15 県職員一人当たりの年間平均従事時間（団体別）

区 分	団 体 数	構成比%
10時間未満	10	19.2
10時間以上50時間未満	17	32.7
50時間以上100時間未満	5	9.6
100時間以上300時間未満	14	26.9
300時間以上500時間未満	4	7.7
500時間以上1,000時間未満	2	3.9
1,000時間以上	0	0.0
合 計	52	100.0

(注) 60団体のうち、県職員が役職員として従事している団体数：52団体

【意 見】

県職員が他団体事務に従事する場合には、必ず従事承認の手続きを行う必要があるが、多くの県職員が手続きを行っていないことを踏まえ、手続きを行わずに従事している県職員がいる所属にあっては、速やかに手続きを行うよう、所属職員を指導すべきである。

(改善又は検討を要する事項)

ア 県職員が他団体事務に従事する場合、営利企業等従事の許可を受けなければ報酬を得ることができないことから、県は、改めて職員へ制度の周知を図る必要がある。(資料番号：53)

イ 近年の従事承認の手続きを書面上確認できなかった警察本部を始めとする各執行機関等の管理者にあっては、改めて制度内容を組織内に周知し、県職員が他団体事務に従事する場合には、洩れなく、手続きが行われるよう、徹底すべきである。(人事G、警務課、教育庁総務企画G)

ウ 社会経済情勢の変化に伴い、県の庁舎内に事務局を置く任意団体が多種多様化し、県の業務との関係や県職員の支援についても様々な形態が見られる中で、本県では昭和52年以来、県職員が他団体の事務に従事する場合には、一律、従事承認の手続きを行うこととして運用されているが、現在、その取扱いの基準に具体性を欠いていたり、実態を反映していない取扱いが見受けられること、また、従事承認の手続きそのものが形骸化していると認められること等から、取扱いの基準を見直し、実効性のある制度運用が図られるよう検討する必要がある。

(人事G)

3) 団体事務と県の事務との区分

団体事務が県の庁舎内で行われているとしても、団体と県とは別の組織であることから、団体事務が県の事務と明確に区分されて行われているか等について監査を行った。その結果及びそれに対する意見は、次のとおりである。

【結 果】

ア 規約・会則等は、60団体全てにおいて整備されていた。

なお、団体の設立目的や取り組むべき事業に関する規定が抽象的で分かりにくいものがあった。

イ 団体の事務は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部の団体に、事務決裁手続きが県の職制で行われたり、団体の業務に関し必要な助言をする「顧問」の立場にある県職員が団体の事務決裁に関わる等の職務と団体事務を混同している例が認められた。

ウ 団体の通帳、団体印及び通帳印を他団体事務に従事する以外の県職員が保管・管理する等、県職員と団体職員の立場を混同している例が認められた。

表16 団体の規約等の整備状況 (単位：団体)

区 分	整備済み	未整備	計
規 約 ・ 会 則 等	60	0	60
事 務 決 裁 規 程	5	55	60

【意 見】

団体の事務局が県の庁舎内にあったとしても、団体と県とは別の組織であることを踏まえ、県は、団体の事務を必要以上に支援したり、県の事務と渾然一体として処理することがないように、職員を指導すべきである。また、県は、事務の執行に必要な規程等の整備について団体を指導すべきである。

4 団体に対する県費支出事務等について

1) 県費支出の状況

県から負担金、補助金等の財政的支援や事務事業の委託を受けている団体は、27団体で、県費支出額の総計は66,854千円となっている。

なお、その種別内訳は、表17のとおりである。

表17 県費支出の状況 (単位：千円)

区 分	負 担 金		補 助 金		交 付 金		委 託 料		合 計	
	団体数	金 額	団体数	金 額	団体数	金 額	団体数	金 額	団体数	金 額
10万円未満	6	309	1	76	0	0	0	0	7	385
10万円以上50万円未満	2	406	0	0	0	0	0	0	2	406
50万円以上100万円未満	3	2,099	0	0	0	0	1	682	4	2,781
100万円以上500万円未満	6	14,064	6	12,271	2	2,790	1	4,057	15	33,182
500万円以上1,000万円未満	2	14,998	0	0	0	0	0	0	2	14,998
1,000万円以上	0	0	0	0	0	0	1	15,102	1	15,102
合 計	19	31,876	7	12,347	2	2,790	3	19,841	31	66,854

(注) 県費支出を受けている27団体のうち、2団体が2種類、1団体が3種類の県費支出を受けているため、団体数は延べ数で計上している。

2) 県費支出事務

ア 補助金及び交付金の交付事務

補助金及び交付金の交付事務について、交付要綱等が的確に整備されているか、補助事業等の履行確認、検査は適正に行われているか等を、交付を受けている団体の事業執行状況を確認した上で監査を行った。その結果及びそれに対する意見は、次のとおりである。

【結 果】

- ア) 県の補助金交付要綱に補助対象事業が定められているものの、その規定の仕方が抽象的で不明確であるため、事務的な経費も含めて補助対象経費として取扱われていた。
- イ) 県の補助金交付要綱に再補助を認める規定がないにもかかわらず、補助を受けた団体が地域の類似団体に再補助を行うとともに、県は、その再補助に係る

事業実績の確認を行っていない。

- リ) 補助金の交付を受けた団体が補助金を含む予算の一部を傘下の支部に配分したが、県は、支部に配分された予算に係る事業実績の確認を行っていない。
- ロ) 交付金の交付を受けた団体が当該交付金の一部を傘下の支部に配分したところ、交付基準を定めることもなく市町村へ再交付を行った支部があった。また、県は、支部に配分した交付金に係る事業実績について十分な確認を行っていない。

【意見】

(改善を要する事項)

- ア) 補助対象事業を、補助金交付要綱に明確に規定すること。(資料番号：8、9)
- イ) 県が再補助を必要と認める場合には、県の補助金交付要綱に規定して、適正に行うこと。(資料番号：9)
- ウ) 補助事業等の実績に係る確認は、団体傘下の支部へ配分した予算の執行分も含めて行うこと。(資料番号：14)
- エ) 県が交付金の再交付を必要と認める場合には、県の交付金交付要綱に規定し、適正に行うこと。また、県は、支部に配分した交付金に係る事業実績について十分な確認を行うこと。(資料番号：24)

イ 負担金の支出事務

負担金の支出事務について、その手続きが適正に行われているか、負担金の支出根拠は適切か等を、支出を受けている団体の事業執行状況を確認した上で監査を行った。その結果及びそれに対する意見は、次のとおりである。

【結果】

負担金支出の手続きに関してはおおむね適正に事務処理が行われていたが、負担金の積算根拠が明確に整理されておらず、当該負担金の交付の必要性及び額の妥当性を判断することが困難な事例が見受けられた。

特に、ある団体においては、市長会及び町村会から「翌年度の活動に必要な繰越金を有していることを理由に、市町村の負担金の徴収を認めない。」旨の通知を受け、市町村から会費を徴収しなかったにもかかわらず、県は、負担金支出の必要性を十分検討することなく、例年どおり支出した。

【意見】

負担金の支出は、支出を受ける団体からの請求に基づき、県内部の決裁によって行われるが、県は、積算根拠等判断に必要な資料を団体から求め、負担金の支出の必要性や額の妥当性等を検証しておく必要がある。

(改善を要する事項)

県は、負担金の支出に当たり、その必要性について十分検討し、適切に対応すること。(資料番号：1)

ウ 委託料の支出事務

団体への事業委託に伴う委託料の支出事務について、契約の手続きが適正に行われているか、成果の確認及び事後評価は行われているか等を、委託を受けている団体の事務執行状況を確認の上で監査を行った。その結果は、次のとおりである。

【結 果】

委託料の支出事務について、おおむね適正に事務処理が行われた。

3) 繰越金の状況

県費支出を受けている団体の繰越金の状況について、団体の決算状況や財政支援の必要性等を踏まえ調査した。その結果及びそれに対する意見は、次のとおりである。

【結 果】

県費支出を受けている27団体の繰越金の保有状況は表18のとおりであり、そのうち繰越金を有する団体は24団体、繰越金の総額は23,576千円である。

これらは、各団体が将来の会員数減による収入減に備えるためや特定行事開催に積立てるため、あるいは次年度の活動資金の確保ができるまでのつなぎ資金に充てるため等団体の様々な事情で、予算の一部を翌年度に繰り越している。

これらの団体のうち、県費支出額より繰越金が多いのが9団体、更に繰越金が団体の支出決算額を超えるのが1団体である。

表18 繰越金の状況

区 分	団体数	繰越金額 (単位：千円)	繰越金額 ≥ 県費支 出額の団 体数	うち
				繰越金額 ≥ 支出決算額 の団体数
繰越金なし	3	0	0	0
繰越金あり				
50万円未満	8	1,009	4	0
50万円以上100万円未満	8	5,380	0	0
100万円以上500万円未満	8	17,187	5	1
500万円以上1,000万円未満	0	0	0	0
1,000万円以上	0	0	0	0
合 計	27	23,576	9	1

【意 見】

団体が資金の一部を翌年度へ繰り越すことは、ある程度やむを得ないことと思われる。また、繰越金の是非を論ずる際には、団体の経費節減等の結果と認められる場合もあることから、単に金額の多寡だけを捉えて論ずべきではないが、団体の繰越金は、会員からの会費やその原資を税とする県や市町村の負担金等の収入から発生するものであることを踏まえ、その額は団体の継続的かつ安定的な運営に必要な程度に止めることが適当と考える。しかし、県等から負担金や補助金等の財政的支援を受ける団体の中に、多額の繰越金を有する団体が見受けられることから、団体を所管する所属は、財政的支援の必要性等も含めて検証し、慎重に対処すべきである。

(検討を要する事項)

県が厳しい財政運営を強いられている中、多額の繰越金を有する団体が見受けられる実態を踏まえ、県は、財政的支援を受ける団体の繰越金の保有状況等を検証し、負担金、補助金等の財政的支援のあり方を検討すべきである。(財政G)

5 団体に対する財務指導について

1) 県の団体に対する財務指導の考え方

県の団体に対する財務指導や監査については、基本的に法令の定めや団体との協定等に基づき行うことができる。例えば、県補助金を交付している団体に対しては、県の補助金等の交付等に関する規則に基づき、補助事業等の遂行状況について報告を求め、又は調査を行うことができる等である。

しかし、県職員が従事する団体については、県とは別の組織であるとしても県民には一体のものとして映ること等から、法令等により県に指導監督権限を付与されていない場合であっても、県は、適宜、団体の財務処理が適切に行われるよう指導していく必要があると考えられる。

2) 団体における財務事務の状況

団体の財務事務については、事務処理基準を明確にした上で、正確な事務処理や適切な予算管理等が求められる。このことを踏まえて調査した結果は、次のとおりである。

【調査結果】

ア 団体の経理規程の整備状況は、表19のとおりであり、53団体で規程が整備されずに、事実上、県の会計規則を準用して財務処理を行っていた。

表19 団体の経理規程の整備状況 (単位：団体)

区 分	整備済み	未整備	計	備 考
経 理 規 程	7	53	60	整備済みには、県規則の準用規定含む。

イ 団体の預金通帳等の管理状況については、表20のとおりであり、預金通帳等を持たない2団体を除き、56団体が施錠可能な場所、残り2団体が一部施錠可能な場所での保管となっている。また、預金通帳と通帳印を同一人が管理している団体が、24団体である。

表20 団体預金通帳等の管理状況

区 分	団体数	預金通帳等を保有する団体	保 管 場 所			通帳・銀行印同一管理
			施錠可能	施錠不可能	一部施錠	
			知 事 部 局	47	45	
企 業 局	1	1	1	0	0	1
教 育 委 員 会	8	8	8	0	0	1
警 察 本 部	4	4	4	0	0	4
合 計	60	58	56	0	2	24

ウ 県職員が従事する団体が行う財務事務で、改善検討が必要と思われる処理例

団体が行う財務事務の中に、次のとおり改善検討が必要と思われる事務処理が見受けられた。

ア) 多くの団体で、預金通帳と通帳印を、同一人が同一の場所で管理したり、団体印を責任ある立場の者以外の者が管理している。また、これらを施錠しないままで保管したり、一部施錠できない場所に保管したりする事例がある。

(資料番号：2、5、6、7、8、9、11、14、15、17、18、20、21、23、24、26、29、30、31、32、36、38、43、49、59、60)

イ) 支払いの了解を口頭で取るなどして、預金の引出しを担当者が行っているが、預金通帳の名義が担当者名、通帳印も担当者印となっており、担当者が単独で預金を引き出せる状況にある。

(資料番号：53)

- リ) 口座振込手数料節約のため、現金払いを常とし、現金を手元に保管している。
(資料番号：15)
- エ) 常に現金をある程度手元に保管し、必要の都度支出しているが、保管現金管理のための精算確認を行っていない。また、支出調書の決裁を4半期毎にまとめて行っている。
(資料番号：60)
- カ) 会計処理を行う上で最低限必要と思われる収入・支出調書及び出納簿（現金出納簿）が作成されていない。
(資料番号：40)
- ク) 団体の事業計画・予算については、意思決定機関である理事会等において、承認を得るのが原則であり、前年度の業務報告・決算については会計年度終了後速やかに承認を受ける必要があるにもかかわらず、理事会等が開催されていない。
(資料番号：24)
- コ) 会則に監事の規定があり、監事が設置されているが、監査が行われていない。また、会則に監事の規定がなく、監査が行われていない。
(資料番号：24、42)

3) 財務指導の実施状況

県職員が従事する団体への県の財務指導の状況について監査した結果及びそれに対する意見は、次のとおりである。

【結果】

- ア 団体の毎年の監査時において内部で事前確認を行ったり、外部機関に確認を依頼したり、団体内部の牽制機能強化の取組みが認められるものの、県の立場から団体に対して財務指導を行っているのは1例のみであった。
- イ 県立学校にある団体の会計処理については、教育庁財務会計監察要綱に基づき、3年から5年に一度、教育庁免許財務グループにより監察が実施されている。

表21 財務指導の実施状況 (単位：団体)

区 分	有	無
財 務 指 導	1	51

(注) 財務指導の対象は、県職員が団体の財務事務に従事している団体とした。

【意見】

団体の財務事務の処理状況をみると、ほとんどの団体で財務処理基準が定められていないばかりか、また、団体の中には予算の決定方法、現金や通帳等の管理方法、事務処理方法等財務会計上の基本的な部分が適切に行われていないことが明らかとなった。これは、団体自体の執行体制に課題があることは勿論であるが、県によって団体に対する指導がほとんど行われていないことにも起因するのではないかと思われる。このような中、教育委員会では、問題意識を持って計画的に関係団体への財務指導を行っている。

そもそも、団体の財務事務の処理方法は、事業内容や予算規模等団体の事情により異なるが、県職員が従事する団体においては、事務処理に関しより高い正確性や透明性が求められることから、当該団体を所管する所属は、団体と必要な協議等を行ったうえで、団体の財務事務に関し必要な指導を行うべきである。

6 団体に対する県の支援等のあり方について

1) 県の支援等に対する基本的な考え方

県の庁舎内に事務局を置く任意団体には、官民一体となって取り組むためのもの、国等への要望活動を行うためのもの、あるいは県の事務事業を支援するためのもの

等その設立目的は様々であり、いずれもその時時の行政課題やニーズ等に対し、機動的、効率的に対応するため設立されたものと考えられる。

県とは別の組織である任意団体の事務局を県の庁舎内に置くことは、県の業務と密接な関連があり、県職員が団体の業務に直接、間接に関わることから、効果、効率的に業務を遂行できるという長所がある反面、県の庁舎内にあることから、県民からは、団体が県と一体のものとして受け止められたり、両者の関係が混同して不明確となることも指摘される。また、県の庁舎内に事務局を置き、県職員が事務従事することは、特定の団体に有形、無形の利益を供与することにもなることから、県の団体に対する支援等は、適切かつ効率的に行うことはもとより、透明性を確保しつつ、必要最小限のものに止めることが求められる。

また、これらの任意団体の中には、設立後の社会経済情勢や行政課題やニーズの変化等とともに、当初の設立目的が一応達成されたもの、あるいは、団体活動が形骸化していたり、ある程度自主的に運営されて県の支援の必要性が低下してきたもの等があるのではないかと考えられる。これらを踏まえると、県は、団体が設立されて一定期間経過した後、県の支援等のあり方について検証を行い、その見直しを行うことも必要である。

2) 県の支援等のあり方についての検討状況

県の支援等のあり方についての検討状況について監査を行ったが、その結果とそれに対する意見は、次のとおりである。

【結果】

県の支援等のあり方についての検討状況をみると、団体を所管する60所属のうち、検討有が半数以下の26所属に止まっている。特に、設立後10年以上経過する団体を所管する50所属においても、検討有とするのは21所属であり、設立後10年以上経過しても所属での見直し検討が進んでいない状況が見受けられる。

表22 団体に対する県の支援のあり方の検討状況

区 分	団体数	検 討 有				検 討 無			
		10年未満	10年以上 30年未満	30年以上 50年未満	50年以上	10年未満	10年以上 30年未満	30年以上 50年未満	50年以上
知 事 部 局	47	4	10	7	2	5	9	9	1
知事直轄	1	0	0	0	0	0	0	1	0
総務部	3	0	0	1	0	1	0	1	0
企画調整部	6	0	3	0	1	1	1	0	0
生活環境部	8	1	3	1	0	0	0	3	0
保健福祉部	8	2	0	2	0	0	3	0	1
商工労働部	3	0	1	0	0	1	0	1	0
農林水産部	12	1	3	2	0	1	4	1	0
土木部	6	0	0	1	1	1	1	2	0
企 業 局	1	0	1	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	8	1	0	1	0	0	2	1	3
警 察 本 部	4	0	0	0	0	0	1	2	1
合 計	60	5	11	8	2	5	12	12	5

【意見】

少なくとも設立後10年以上経過した団体にあつては、設立後の社会経済情勢や行政課題等団体を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、県も一旦立ち止まって今後の団体に対する支援等のあり方について、必要な検討を行うべきである。

3) 今後の県の支援等の必要性

1)の基本的な考え方をもとに現在の組織運営や活動の実態等を確認しながら、監査対象となった60団体に対する今後の県の支援等の必要性について、監査を行った。その結果及びそれに対する意見は、次のとおりである。

【結 果】

ア 団体に対する県の支援等の必要性について検討を要するもの

- 福島県少年婦人防火委員会 (消防保安G)
当会は、昭和54年に県下の婦人防火クラブ等の育成・強化のために設立されたが、近年、会議等の開催もなく、県が主催する火災予防絵画・ポスターコンクールの後援に止まり、事実上休眠状態にある。
- 福島県徳農会 (普及教育G)
当会は、平成2年に福島県指導農業士会を退任した者が現役の指導農業士の活動を支援するために設立されたが、指導農業士に対する顕著な支援活動に乏しく、親睦的な活動が主となっている。
- 福島県米消費拡大推進連絡会議 (流通消費G)
当会は、昭和51年から県内を対象として米に対する正しい知識の普及啓発や県産米の消費拡大等の事業に取り組み、一応の成果を上げているが、一方、当会の他に、主たる構成員が共通して、事業活動に類似性を有する団体がある。
- 福島県市町村選挙管理委員会連合会会津支部 (会津地方振興局)
当会は、管内の市町村選挙管理委員会を構成員として、主に市町村選挙管理委員会委員や事務局職員に必要な情報交換や研修等の事業を行っているが、事務局を担う県が会の構成員ではなく、かつ、選挙事務において市町村選挙管理委員会に対する指導監督権限を有していないことや当連合会本部事務局が既に県町村会に移管されている中、県に当会の事務局が置かれている。
- 田村の若い「農」ネットワーク (県中農林事務所田村農業普及所)
当会は、平成7年に青年農業者の営農意欲の喚起とその自主的な活動を助長するために設立され、当初は、会員(青年農業者)である事務局長のもと田村農業普及所の職員がすべての事務局機能を担っていたが、平成17年から会計事務を会員である青年農業者に委ね、ある程度自立して安定した活動を行っている実態がある。
- 東西しらかわ青年農業者連絡協議会 (県南農林事務所)
当会は、平成9年、白河農業友の会(西白河)と東白川4Hクラブ(東白川)の2つの農業青少年団体の会員を構成員として、福島県青年農業者等育成センターが実施する農業青年クラブ活動育成支援事業のための助成金申請・受入れ団体として設立されたが、現在、会員間の情報交換や現地研修などの自主的な集団活動を通じ、会員である青年農業者の資質の向上を目指そうと種々の事業に取り組んでいる。当会の会員は、それぞれ2つの農業青少年団体の活動を自主的に行っており、当会の運営を主体的に活動し得る状況にある。

- 会津方部青年農業士連絡協議会 (会津農林事務所)
当会は、昭和63年に会津地方(南会津地方を含む。)の青年農業士の自主研修組織として発足し、規約上、事務局を農林事務所に置くこととされているが、現在、すべての事務局機能を会員である青年農業士が担い、自立して安定した活動を行っている実態がある。
 - あいづ農業青年クラブ (会津農林事務所)
当会は、昭和48年に会津農林事務所管内の新規就農者等青年農業者の自主研修組織として発足し、規約上、農林事務所に置くこととされているが、現在、すべての事務局機能を会員である青年農業者が担い、自立して安定した活動を行っている実態がある。
 - 会津坂下地方生活研究グループ連絡協議会 (会津農林事務所会津坂下農業普及所)
当会は、昭和48年に管内にある地区生活研究グループの連絡会として発足したが、事務局機能は、構成員がほとんど全ての事務を分担して行っており、自立して安定した活動を行っている実態がある。
- イ 任意団体の活動のあり方等について検討を要するもの
- 福島県道路愛護会 (道路企画G)
当会は、昭和41年に地域の道路の清掃、植栽等の道路美化活動を通じて、道路の維持保全に寄与することを目的に設立され、その活動が道路管理者の道路維持管理業務の一部を補完する役割も果たし、その必要性については認められるものの、会の組織運営や事業活動に、県の業務と渾然一体として処理されている実態がある。
 - 『新時代の浜街道』連携推進協議会 (高速道路G)
当会は、平成17年に設立され、規約に「陸前浜街道周辺地域の交流・連携を促進するため、イベント等各種広報、啓発活動を実施する。」と掲げているが、事業目的や取り組むべき事業が曖昧で、また、当会の活動をみると、会の活動が県の道路行政にどのように関わり、どのような効果が期待できるのか分かりにくい実態がある。
 - 県南地区民生委員協議会長連絡会 (県南保健福祉事務所)
当会は、県南地方の町村地区民生委員協議会の会長を構成員に、各町村民生委員協議会の活動に関する情報交換や研究等を行うために設立され、その意義は認められるものの、その活動が毎年1回の会議及び研修会の開催に止まっている実態がある。
 - 棚倉地区職場警察連絡協議会 (棚倉警察署)
当会は、昭和45年に管内の勤労青少年の非行防止と健全育成、暴力行為を排除することを目的として設立され、青少年を多数雇用する事業主と警察との情報交換や非行防止活動を行ってきたが、設立後30年有余を経て社会状況の変化とともに、その対象が勤労青少年の非行防止活動から青少年の非行防止活動を含む地域防犯活動に、また、事業活動も、主に防犯協会や警察が行う活動に協

賛することへと当初の目的から事業内容が変容している。

【意見】

(検討を要する事項)

ア 結果のアに掲げる9団体については、事実上休眠状態にあったり、主たる構成員が共通して、事業活動に類似性を有する団体が他に存在したり、また、事務局の移管が相当であると認められる団体があることから、県は、改めて今後の県の支援等のあり方を検討し、団体に対して必要な指導、要請を行うべきである。

(資料番号：13、19、20、32、43、45、47、48、49)

イ 結果のイに掲げる4団体については、活動実態を見ると、活動の必要性が認められるものの県の事務と渾然一体として処理されているもの、活動内容が乏しいもの、活動内容が設立目的から変容しているもの等が見受けられることから、県は、各団体に対し、現在の活動実態を踏まえて、今後の会の活動のあり方・進め方等について改めて検討するよう、必要な指導、要請を行うべきである。

(資料番号：24、27、37、59)

ウ 今回の監査では、監査の対象とした60団体のうち2割を越える13団体に対して、県の支援等のあり方について何らかの検討や見直しを求めたところであるが、このような監査結果となった要因として、行政財産の目的外使用許可や他団体事務の従事承認等団体に対する支援等に関し必要な申請等の手続き指導や審査については関係する部局が個々に行うものの、総合的に任意団体への支援等の必要性の検討を行っていないことや、また、団体が設立されて、ひとたび県の各種支援等が認められると、それ以降の県の支援等に関する審査が形式的になり、県の牽制機能が十分に発揮されていないことが挙げられるのではないかとと思われる。

よって、団体を所管する所属において、適宜、支援のあり方について検証・検討することは勿論のこと、県は、団体の設立目的や取り組む事業、県施策との関連性などを踏まえながら、設立時や設立後一定の期間経過後に、任意団体に対する県の適切な支援のあり方を総合的に審査・検証する仕組みについて検討すべきである。

(行政経営G)

終わりに

本年度の行政監査は、県の庁舎内に事務局を置く任意団体についてをテーマに、県の執行機関等から報告のあった523団体のうちから60団体を選定し、県の任意団体への支援等の状況や今後の支援のあり方等についての検討状況等について監査を実施した。

今回の監査を通じて、任意団体は、一般的に小規模なため、団体の運営面、経理面において、根拠となる規約等の整備が不十分であったり、事務手続きが簡略化されていたりすることが改めて確認することができた。このようなことは致し方ない面はあるものの、県の庁舎内に事務局を置き、県職員が役員や事務局職員として従事する任意団体については、県民の目に県と一体のものとして映ったり、特定の団体のみが県から利益を享受しているのではないかと受け取られる懸念があること、団体の多くが市町村や県から県民が負担する税を原資とする財政的支援を受けていること等から、県同様に、より一層の透明性の確保や説明責任が求められるものと思われる。

よって、今後、県に事務局を置く任意団体は、これらのことを念頭において、適正な運営に努めるとともに、団体を所管する所属においても指導・監督に当たることを望むものである。

終わりに、今回の監査は県の機関から報告のあった523団体のうち60団体を対象に実施したが、監査対象とならなかった他の任意団体にも、監査を通じて明らかになった見

直しや検討を要する点があると思われるので、他の任意団体を所管する所属においても、この機会に見直し・検討を行い、県の任意団体に対する支援等が適切に行われ、もって適正で効率的な団体運営が確保されるよう期待するものである。

(資料)

平成19年度行政監査対象団体一覧

番号	機 関 名	団 体 名	設立後の年数				執務場所許可 手続状況	使用料負担の 状況	管理費負担の 状況	専任員の 有無	団役員数	うち 県職員数	他団体事務への 従事手続きの有無	職員数	うち 県職員数	他団体事務への 従事手続きの有無	県費支出額	負担金	補助金	交付金	委託料
			0～9	10～ 29	30～ 49	50以上															
1	知事公室(県政広報グループ)	福島県広報協会			○						10	2	○	8	8	○	68	68			
2	企画調整総務領域(首都機能移転・超学際グループ)	福島県首都機能移転促進県民会議	○								8	2	○	7	7	○	7,596	7,596			
3	地域づくり領域(地域振興グループ)	21世紀FIT構想推進協議会		○							6	0		6	6	○	2,500	2,500			
4	空港領域(空港交流グループ)	福島県リニア鉄道建設促進協議会		○							28	7	△6	5	5	○					
5	空港領域(空港交流グループ)	福島空港利用促進協議会		○			○	負担	○	○	40	5	△4	15	15	○	7,402	7,402			
6	情報統計領域(電子社会推進グループ)	福島県高度情報化推進協議会		○							21	1	×	5	5	○	73	73			
7	情報統計領域(統計企画グループ)	福島県統計協会				○	○	負担	○	○	23	3	△1	15	14	○	306	306			
8	県民環境総務領域(生活交通グループ)	福島県交通安全母の会連絡協議会			○						32	0		7	7	×	5,150		1,093		4,057
9	県民環境総務領域(生活交通グループ)	福島県交通対策協議会			○						53	12	×	7	7	×	1,858		1,858		
10	県民環境総務領域(生活交通グループ)	福島県会津線等対策協議会			○						16	1	×	5	5	×					
11	県民環境総務領域(国際交流グループ)	福島県海外移住家族会			○						55	1	×	5	5	×					
12	文化領域(県民文化グループ)	“うつくしま、ふくしま。”県民運動推進会議		○							4	0		8	8	○	15,102				15,102
13	県民安全領域(消防保安グループ)	福島県少年婦人防火委員会		○							9	4	○	4	4	○					
14	環境保全領域(一般廃棄物対策グループ)	福島県クリーンふくしま運動推進協議会		○							32	2	○	5	5	○	1,050		1,050		
15	環境保全領域(水環境グループ)	猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会	○								22	3	×	16	3	○	1,000	1,000			
16	商工総務領域(総務企画グループ)	福島県国際経済交流推進協議会		○							17	1	○	7	7	○	3,260	40	3,220		
17	地域経済領域(立地グループ)	福島県企業誘致推進協議会	○								6	1	×	6	6	×	4,000	4,000			
18	地域経済領域(観光グループ)	福島県山岳遭難対策協議会			○						24	9	△7	5	5	○	550	550			
19	経営支援領域(普及教育グループ)	福島県徳農会		○							7	0		1	1	○					
20	生産流通領域(流通消費グループ)	福島県米消費拡大推進連絡会議			○						5	1	○	5	5	○	3,408	3,408			
21	生産流通領域(水田畑作グループ)	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議	○				○	負担	○	○	4	1	○	37	24	○	1,250	1,250			
22	森林林業領域(治山対策グループ・林道整備グループ)	福島県治山・林道研究会		○							14	14	×	5	5	×					
23	土木総務領域(用地グループ)	東北地区用地対策連絡会福島県支部			○						18	12	△11	5	5	○					

番号	機 関 名	団 体 名	設立後の年数				執務 場所 許可 手続 状況	用 料 負 担 状 況	管 理 費 負 担 状 況	専 任 員 有 無	団 体 員 数	うち 県 職 員 数	他団体事 務への従 事手続 の有無	職 員 数	うち 県 職 員 数	他団体事 務への従 事手続 の有無	県費 支 出 額	負担金	補助金	交付金	委託料
			0～9	10～ 29	30～ 49	50以 上															
24	道路領域(道路企画グループ)	福島県道路愛護会			○					22	6	○	3	3	○	1,334			1,334		
25	道路領域(道路整備グループ)	福島県建設技術協会			○	○	免除	○	○	15	12	○	8	7	○						
26	道路領域(高速道路グループ)	福島県常磐自動車道建設促進期 成同盟会			○					10	0		4	4	○	649	649				
27	道路領域(高速道路グループ)	『新時代の浜街道』連携推進協議 会	○							2	0		4	4	×						
28	河川港湾領域(砂防グループ)	福島県砂防ボランティア協会		○						16	1	○	6	3	○						
29	企業局(販売推進グループ)	企業誘致促進協議会		○						4	1	○	7	7	○	900	900				
30	生涯学習領域(社会教育グループ)	福島県地域家庭教育推進協議会	○							15	3	×	6	6	○						
31	教育振興領域(学校施設グループ)	福島県公立学校施設整備期成会			○					12	2	○	4	4	×	100	100				
32	会津地方振興局 (企画商工部)	福島県市町村選挙管理委員会連 合会会津支部			○					7	0		6	6	○						
33	南会津地方振興局	尾瀬環境学習推進事業実行委員 会	○							3	2	×	5	5	×	1,906	1,906				
34	相双地方振興局 (県民環境部)	福島県相双地方交通対策協議会			○					24	11	△8	2	2	○						
35	県北保健福祉事務所	県北調理師会		○			×		○	64	0		3	0							
36	県中保健福祉事務所	福島県精神保健福祉協会県中支 部			○					17	1	○	5	5	△1						
37	県南保健福祉事務所	県南地区民生委員協議会長連絡 会		○						4	0		1	1	×						
38	会津保健福祉事務所	会津ALSの会	○							8	1	×	1	1	×	76		76			
39	会津保健福祉事務所	会津食品環境衛生協会		○			○	免除	○	121	0		3	0							
40	南会津保健福祉事務所	難病ボランティアよつば会	○							6	0		2	2	×						
41	相双保健福祉事務所	相馬地区食品衛生協会			○		○	免除	○	44	4	×	1	0							
42	希望ヶ丘ホーム	福島県養護・軽費老人ホーム、ケア ハウス県中南ブロック協議会	○							8	1	×	2	2	×	8	8				
43	県中農林事務所(田村農業普及所)	田村の若い「農」ネットワーク		○						8	0		2	1	○						
44	県中農林事務所(森林林業部)	郡山地方森林保護対策推進協議 会		○						22	1	○	1	1	○	60	60				
45	県南農林事務所(農業普及部)	東西しらかわ青年農業者連絡協議 会		○						4	0		2	1	○						
46	県南農林事務所(森林林業部)	奥久慈流域林業活性化センター		○			○	免除	○	9	0		3	0		3,488		1,350	1,456	682	
47	会津農林事務所(農業普及部)	会津方部青年農業者連絡協議会		○						7	0		1	0							
48	会津農林事務所(農業普及部)	あいづ農業青年クラブ			○					5	0		1	0							
49	会津農林事務所(会津坂下農業普及 所)	会津坂下地方生活研究グループ 連絡協議会			○					15	0		1	1	○						
50	いわき農林事務所(森林林業部)	いわき地方山火事防止対策協議会			○					5	2	○	1	1	○	60	60				
51	福島工業高等学校	福島県バレーボール協会			○					78	15	×	2	2	×						

番号	機 関 名	団 体 名	設立後の年数				執務 場所 許可 手続 状況	使 用 料 負 担 の 状 況	管 理 経 費 負 担 の 状 況	専 任 員 有 無	団 体 役 員 数	う ち 県 職 員 数	他 団 体 事 務 へ の 従 事 手 続 き の 有 無	職 員 数	う ち 県 職 員 数	他 団 体 事 務 へ の 従 事 手 続 き の 有 無	県 費 支 出 額	負 担 金	補 助 金	交 付 金	委 託 料
			0～9	10～ 29	30～ 49	50以 上															
52	安積黎明高等学校	福島県高等学校文化連盟		○			○	免除		○	74	74	△2	7	6	○	3,700		3,700		
53	郡山東高等学校	福島県合唱連盟				○					31	14	×	3	3	×					
54	白河旭高等学校	福島県立白河旭高等学校体育文化育成会			○		○	免除		○	10	2	○	11	10	○					
55	勿来高等学校	福島県立勿来高等学校PTA				○	○	免除	○	○	44	1	×	3	2	○					
56	会津養護学校	会津養護学校同窓会		○							12	1	○	12	7	△6					
57	福島警察署	福島地区交通安全協会				○	○	免除	○	○	18	0		4	0						
58	白河警察署	白河地区安全運転管理者協会		○			×			○	28	4	×	1	0						
59	棚倉警察署	棚倉地区職場警察連絡協議会			○						5	0		1	1	×					
60	会津若松警察署	会津若松地区防犯協会連合会			○		○	免除	○	○	60	0		4	2	×					
合 計			10	23	21	6	14	12	10	14	1,291	241	○17団体 ×16団体 (78人) △7団体 (39人) (計117人)	322	262	○33団体 ×17団体 (62人) △2団体 (7人) (計69人)	66,854	31,876	12,347	2,790	19,841

注1 他団体の事務手続きの有無について、有りの場合は○、無しの場合は×、一部有りの場合は△で後の数字は手続き無しの人数を示す。

注2 金額については、千円未満切り捨て。

注3 他団体事務への従事手続きの有無欄の合計の()の数字は手続きが無い者の人数を示す。